

議案第45号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年7月28日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

国の第5次犯罪被害者等基本計画において、「国の行政機関における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・検討」が盛り込まれたことにより、本規則を改正する必要があるため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「公民権行使等休暇は」の次に「、職員が」を加え、「公の職務の執行」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行前の準備）

2 この規則による改正後の第17条第1項の規定による公民権行使等休暇の取得のために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年 3 月31日 世教委規則第10号 (公民権行使等休暇) 第17条 公民権行使等休暇は、<u>職員が</u>、正規の勤務時間の全部又は一部において、職員の選挙権その他の公民としての権利の行使又は<u>裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭</u>（以下「公民権行使等」という。）をするための休暇であって、その期間は、必要と認められる時間とする。 2 教育委員会は、職員が公民権行使等休暇を請求した場合においては、拒んではならない。ただし、職務の都合により、公民権行使等に妨げがない場合に限り、請求された時刻を変更することができる。 3 教育委員会は、公民権行使等休暇を承認するときは、公民権行使等を証する書類の提出を求めることができる。 附 則（令和 8 年 7 月 日世教委規則第 号） (施行期日) 1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。 (施行前の準備) 2 この規則による改正後の第 1 7 条第 1 項の規定による公民権行使等休暇の取得のために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年 3 月31日 世教委規則第10号 (公民権行使等休暇) 第17条 公民権行使等休暇は、正規の勤務時間の全部又は一部において、職員の選挙権その他の公民としての権利の行使又は<u>公の職務の執行</u>（以下「公民権行使等」という。）をするための休暇であって、その期間は、必要と認められる時間とする。 2 教育委員会は、職員が公民権行使等休暇を請求した場合においては、拒んではならない。ただし、職務の都合により、公民権行使等に妨げがない場合に限り、請求された時刻を変更することができる。 3 教育委員会は、公民権行使等休暇を承認するときは、公民権行使等を証する書類の提出を求めることができる。